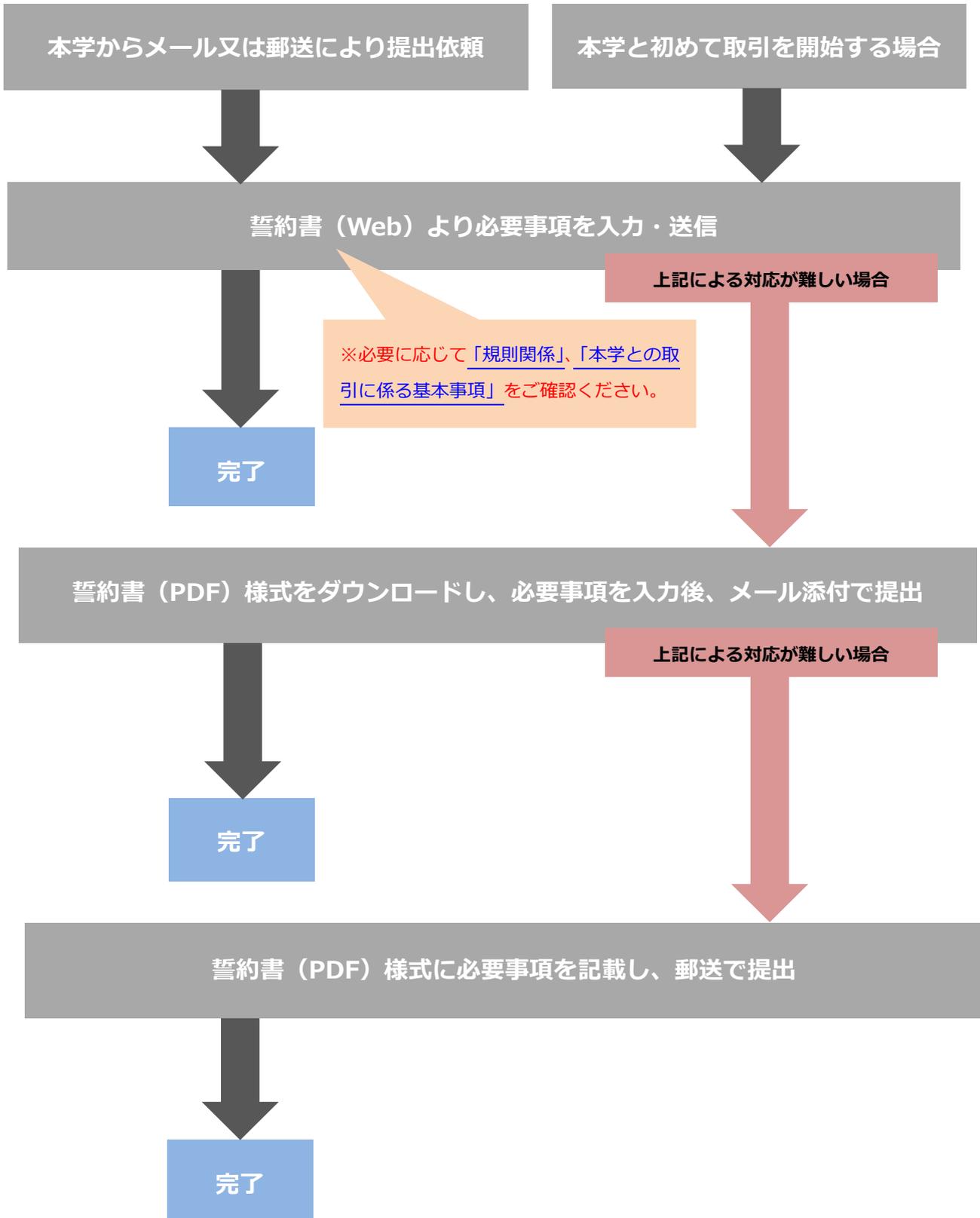


本学との取引における誓約書提出の手順



よくあるご質問

● 誓約書の提出の必要性は？

○各国立大学法人や研究機関における研究費の不正使用の防止のため定められた「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」において、各国立大学法人等と取引のある業者に対して不正な取引に関与しない旨の誓約書等を提出させることが求められているところです。本学においても、公的研究費の適正な執行に努め、不正使用等の根絶するための方策の一つとして、各取引業者様に対して誓約書の提出をお願いすることといたしました。

● 誓約書を提出しなかった場合どのような処分があるのか？

○誓約書が未提出であることを理由として取引停止等の措置を講ずることはありませんが、未提出の理由や取引の実態を確認させていただく場合があります。

● どのように誓約書を提出したらいいのか？

○原則はWEBからご提出をお願いいたします。

従来は誓約書へ押印し郵送でご提出いただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、本学では各種手続きのオンライン化の推進を図り、WEBから誓約書をご提出いただくことといたしました。

各取引業者様におかれましてもテレワークを推進され、書類への押印が困難なケースもあるかと存じますので、WEBによるご提出にご協力をお願いいたします。

● 誓約書への記名は代表者名のみか？

○原則、各取引業者様の代表者名でご提出頂きたいと考えております。各支店・部門等の責任者名でのご提出も可能ですが、他の支店と本学で新たに取引があった場合は、当該支店宛に改めて誓約書の提出を依頼することとなります。



●誓約書を PDF のメール送付または郵送で提出する場合、押印は必要か？

○押印は不要です。

●誓約書の提出対象は？

○本学で把握している取引実績に基づき、本学で取引を行うすべての取引業者様へ依頼しております。ただし、次の取引業者等は対象外としております。

- ① 国や独立行政法人、地方公共団体、国立大学法人等公的機関
- ② 公共事業者
- ③ 学校法人
- ④ 弁護士、特許・税理士等事務所
- ⑤ その他本学が本件誓約書の徴取が馴染まないと判断した業種